

收受印

[illegible]

(裏)

【同意事項】

- ① 受給資格の認定のため、市が、私及び生計を共にしている世帯員の住民情報、税務情報などについて、必要な範囲に限り公簿等により確認すること。
- ② 就学援助費の振込先は、「1」に記載した振込先金融機関の口座とすること。なお、受給資格の認定後の学校給食費（市立校のみ）又は未納の学納金がある場合は、就学援助費を学校長の指定する口座へ振り込むこと。
- ③ 就学援助費の請求、受領又は返還に関する事務手続について、必要に応じて、在学する学校長又は教育委員会の主管課長へ委任すること。

【受付期間】

- ・ 5月31日(土) までの申請 …4月分から受給できます。

※上記期日以降も**随時**申請できますが、支給額は受付日以降分のみとなります。

※令和7年度 高等学校等入学準備金は令和8年3月11日(水)までとなります。

【申請方法】

- ・ 申請書(学校ごとに1枚)に記入押印のうえ、ポストに投函してください。

※直接提出する場合は、下記提出先まで持参してください

(市政センターでは受付できません)。

※令和7年1月2日以降の転入者で、要件①「合計所得金額(世帯全員の合計)が基準以下」にて申請する方は、転入前自治体発行の「課税証明書もしくは非課税証明書(令和7年度)」を添付してください(名称異なる場合有り)。期日までに取得できない場合は、申請書のみ先に提出し、課税証明書は取得でき次第、提出してください。

既に、他制度の申請等で市に提出済みの場合はご連絡ください。

【提出先・問合せ先】

武蔵野市教育委員会 教育支援課 就学援助担当

(武蔵野市役所南棟5階)

〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話:0422(60)1900 ※平日 8時30分～17時00分